

問題

行政上の強制執行の意義を述べた上で、行政上の強制執行の種類を 4 つあげ、それぞれ説明せよ。

解答のポイント

平成 25 年が救済法からの出題であったため、作用法からの出題が予想されていた。

行政上の強制執行の意義を記述した上で、代執行（行政代執行）、直接強制、執行罰、強制徴収（行政上の強制徴収）という 4 種類の行政上の強制執行を総合的に説明することが求められている。

行政上の強制執行は、択一式では頻出であるが、都の近時の過去問ではあまり問われていない問題であったため、説明することは容易ではなかったと推測される。以下の流れで整理するとよいだろう。

まず、行政上の強制徴収の意義については、その定義、他の義務履行確保の手段との比較、法律の根拠を記述すること。

次に、4 種類の行政上の強制執行については、それぞれの定義と具体例の説明を挙げることが望ましい。なお、行政代執行法が代執行一般の手続を定めているので、代執行の手続にも簡単に言及できるとよいだろう。

また、問題文では「行政上の強制執行の種類を 4 つあげ、それぞれ説明せよ」と問題文に明示されているので、4 種類の行政上の強制執行すべてについて、一言でもいいので説明していないと、問題文に答えたことにならないことに注意したい。

解答例

1. 行政上の強制執行とは、国民に対して行政上の義務が課されていることを前提に、当該義務の履行を将来にわたり確保するため、行政が自ら一定の強制的手段をとることである。将来の義務履行確保を図る点で過去の義務違反への制裁である行政罰と区別され、義務の不履行を前提とする点でこれを前提としない即時強制と区別される。行政上の強制執行を行うためには、行政行為とは別個の法律の根拠が必要と解される。
2. 行政上の強制執行には、代執行、直接強制、執行罰、強制徴収の 4 種類がある。以下、説明する。
 - (1) まず代執行とは、義務者が代替的作為義務を履行しない場合に、行政庁が自ら義務者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収する制度である。例えば、除却命令に基づく建築物除却義務を履行しない場合に、行政庁が代わりに建築物を取り壊すことが該当する。

なお、代執行については、その一般法として行政代執行法があり、同法によれば、義務者に対して戒告及び代執行令書の通知を行い、それでも義務を履行しないときに代執行が実施される。
 - (2) 次に直接強制とは、義務者の身体又は財産に対して直接有形力を行行使して、義務の実現を図る制度である。例えば、いわゆる成田新法に基づく工作物の封鎖等が該当する。
 - (3) さらに執行罰とは、義務（作為義務・不作為義務を問わない）の不履行に対して過料に処することを予告し、義務不履行の場合にそのつど一定額の過料に科することで、間接的に義務の履行を促す制度である。現行法では砂防法 36 条に唯一の例があるにとどまる。

- (4) 最後に強制徴収とは、金銭支払義務の履行がない場合に、義務者の財産を差し押え、これを換価することで、強制的に金銭を徴収する制度である。例えば、国税の強制徴収は国税徴収法の定めに従って行われるが、個別の法律で「国税滞納処分の例による」として、他の金銭債権も同様の手続で強制徴収が行われる。

以上
(810 字)

TAC 生はココで解けた！

類似の問題として専門記述対策レジュメ（法律系）の問題 10（P. 305）、直前期オプション講座『東京都 I 類 B 法律系専門記述対策セミナー』レジュメ問題 11（P. 123）がある。